

「年度末に向けた中小企業対策について」
(平成 20 年 2 月 20 日関係閣僚申合せ)
におけるトラック運送業関係の対策について

[軽油価格高騰対策関係]

- 燃料価格の変動によるコストの増減分を別建て運賃として設定する燃料サーチャージ制の導入、社会保険未加入事業者等に対する貨物自動車運送事業法に基づく処分の強化、輸送の安全の確保のための荷主との協働の促進、その他の緊急に講じるべき具体的施策（荷主団体への要請等）を検討の上、決定・実施する。【国土交通省】

[下請取引等対策関係]

- 素形材産業、自動車産業、建設業等の現行 8 業種に加え、平成 20 年 3 月末を目途に、原油高や建築着工の影響を受けているトラック運送業、建材・住宅設備産業のガイドラインを新たに策定し、10 業種に拡大する。【経済産業省・関係省庁】
- 運賃等の料金改定交渉を巡る不当行為を含めて、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為に対する監視を強化するため、物流事業者約 3 万社を対象とした特別の調査を実施する。【公正取引委員会】
- 物流事業分野における荷主と元請間の取引及び下請取引の不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を速やかに設置。また、元請物流事業者の下請法違反事件処理に際し、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為の有無についても調査する。【公正取引委員会】